事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業費

出出, 工田

					单位:十门
		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
	事業費	50,246	52,924		2,678
	国費	1,625	1,651		26
財	県費	1,268	1,636		368
財源内訳	地方債	0	0		0
訳	その他	0	7,651		7,651
	一般財源	47,353	41,986		-5,367

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく市町村の責務として、相談支援体制を整える。(法第2条第1項2)

事業概要

相談支援

相談支援事業委託 3事業所 花巻市地域自立支援協議会運営委託

相談員(ろうあ者等、障がい者等、身体障がい者・知的障がい者)、支援員(精神障がい者)の設置 団体活動支援

身体障害者福祉協会事業補助金 手をつなぐ育成会事業補助金

障がい児・障がい者支援施設整備支援

補助事業者 3事業所(グループホーム2件、放課後等デイサービス1件) 基幹相談支援センター設置

総合相談・専門相談、相談支援専門員の育成、困難事例への対応、地域の相談支援体制の連携強化

地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域生活支援拠点等のコーディネート

担当部署 17250000 健康福祉部 障がい福祉 担当課長 永田有紀子

意見・要望等の状況

花巻市地域自立支援協議会より基幹相談支援センターの早期設置について要望あり。

事業手法の詳細1

相談支援 40,972千円

相談支援事業委託 27,567千円

委託先:しおん(光林会)、こぶし相談室(ふれあいの里福祉会)、あけぼの(花巻市社会福祉協議会) 花巻市地域自立支援協議会運営委託 1,501千円

委託先:あけぼの(花巻市社会福祉協議会)

相談員設置 11,168千円

障がい者等相談員3名、ろうあ者等相談員1名、精神障がい者生活支援員1名 8,781千円

5名分共済費 1,326千円

身体障がい者相談員19名、知的障がい者相談員7名 1,061千円

意思疎通支援事業 356千円

手話通訳者・奉仕員派遣:謝礼(派遣手当) 352千円 ボランティア保険 4千円

その他経費 380千円

費用弁償 10千円 通信運搬費 74千円 消耗品費 20千円 燃料費 19千円 印刷費 50千円 自動車借上 207千円

団体活動支援 1.024千円 花巻市身体障害者福祉協会事業補助金 600千円 花巻市手をつなぐ育成会事業補助金 424千円

障がい児・障がい者支援施設整備事業補助金 7,655千円 グループホーム(光林会) 3,700千円 グループホーム(東和仁寿会) 3,700千円 放課後デイサービス(たんぽぽクラブ) 255千円

基幹相談支援センター設置 3.273千円 謝礼 20千円 職員旅費 62千円 費用弁償 16千円 燃料費 19千円 委託料 3,000千円 自動車借上 156千円

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	03	134220	障がい者地域生活支援事業費

単位·千円

	前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費	121,697	117,443		-4,254
国費	47,928	45,692		-2,236
県費	9,742	9,737		-5
地方債	0	0		0
その他	0	0		0
一般財源	64,027	62,014		-2,013
	国費 県費 地方債 その他	事業費121,697国費47,928県費9,742地方債0その他0	事業費 121,697 117,443 国費 47,928 45,692 県費 9,742 9,737 地方債 0 0 その他 0 0	事業費 121,697 117,443 国費 47,928 45,692 県費 9,742 9,737 地方債 0 0 その他 0 0

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	--	-------	--	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく市町村事業として、地域生活に即した障害福祉サービスの提供及び各種助成事業の 実施、法に基づく手当の支給を行う。

事業概要

- 1 地域生活支援
- 地域生活支援事業委託(声の広報・点訳広報、奉仕員養成他)、地域生活支援事業補助(日常生活用具 訪問入浴サービス、日中一時支援他)、更生訓練費、就職支度金、職親委託、後見人養成事業
- 2 補助・給付等

難聴児補聴器購入費補助、身体障害者住宅改造事業補助、福祉タクシー券給付、酸素濃縮器使用助成、 特別障害者手当等給付、在宅重度障害者家族介護慰労手当、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付、障が い者スポーツレクリエーション交流会開催、車いす健康診査委託

担当部署 17250000 健康福祉部 障がい福祉 担当課長 永田有紀子

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

- 地域生活支援 69,769千円 地域生活支援事業委託料 3,775千円
- 視覚・聴覚障がい者生活支援、要約筆記ボランティア養成・派遣、声の広報・点訳広報、福祉機器リサイ クル、点訳ボランティア養成、手話通訳者ボランティア養成 手話奉仕員養成 聴覚障害者協会へ委託 763千円 花巻市社会福祉協議会へ委託 3,012千円
 - 地域生活支援事業補助金 64,554千円
 - 日常生活用具給付 22,943千円(ストマ 17,873千円、ストマ以外 5,090千円)
 - 自動車改造 228千円 3件
 - 運転免許取得 なし
 - 訪問入浴 11,162千円 延べ154名 905回
 - 移動支援 1,238千円 延べ138名
 - 日中一時支援 13,987千円 延べ655名
 - 地域活動支援センター 型 356千円 延べ43名
 - 芸術文化講座開催 549千円
 - 地域活動支援センター 型 13,911千円
 - 憩いの場開放事業 180千円
 - 給付事業 0千円
 - 更生訓練費 0千円 就職支度金 0千円
 - 職親委託 1.440千円
 - 後見人養成事業 0千円
- 補助・給付等 47.675千円
 - 難聴児補聴器購入助成補助 0千円 0台 身体障害者住宅改造事業補助 866千円 2件

 - 福祉タクシー給付 7.999千円 R1:100円券 624件 79,989枚
 - 酸素濃縮器使用助成 611千円 40人
 - 特別障害者手当等給付 36,660千円

 - 特別障害者手当 延べ1,040人 28,243,020円 障害児福祉手当 延べ 570人 8,416,580円
 - 在宅重度障害者家族介護慰労手当 0千円

 - 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付 0千円
 - 車いす健康診査委託 165千円
 - 障がい者スポーツレクリエーション交流事業 46千円
 - R1:69名参加
 - その他経費 1.328千円
 - 需用費 911千円 成年後見申立役務費 12千円 その他役務費 391千円 道路通行料 14千円

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	03	134230	障がい者自立支援事業費

単位·千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
	事業費	1,738,569	1,781,534		42,965
	国費	839,111	875,488		36,377
財	県費	429,060	444,531		15,471
財源内訳	地方債	0	0		0
訳	その他	0	0		0
	一般財源	470,398	461,515		-8,883

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく介護訓練等給付、補装具給付、自立支援医療を実施

事業概要

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)1,697,701千円

居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等に係るサービス利用に対する給付 補装具給付 27,652千円 義手、義足、車いす、補聴器等の補装具の購入等費用への給付 自立支援医療(更生医療・育成医療)31,781千円

身体の障害を除去・軽減するための医療に係る医療費の自己負担額を軽減

療養介護医療費 24,331千円

入院等で医療と同時に常時介護を必要とする場合、医療費と食事療養費の支給

在宅超重症児(者)等短期入所受入支援給付 69千円

超重症児(者)等を受け入れる医療型短期入所事業所及び福祉型短期入所事業所に対し、診療報酬と介護

給付費との差額相当額を支給

|--|

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)1.697.701千円(H30 1.646.781千円 前年度比+50.920千円)

- 1 給付にかかる事務費等 20.167千円
 - (1)障害区分審査関係
 - ・審査会委員報酬・費用弁償(10人) 785千円
 - ・障害支援区分認定調査員(非常勤職員) 4.312千円 ・障害支援区分認定調査委託料 7千円
 - ・障害支援区分にかかる医師意見書作成手数料 1,080千円
 - (2) 国保連支払い関係 2,072千円
 - · 自立支援給付支払審查手数料 2.072千円
 - (3)システム関係
 - ・請求内容チェックシステム借上料
 - 785千円 ・障害福祉システム改修費 11.126千円
 - (高額障害福祉サービス等給付費、消費税改定、障害児の発達支援無償化)
- 2 その他事務費 5,000千円
 - ・臨時補助員賃金 3,163千円
 - ・旅費 145千円
 - ・霊角費 791千円
 - ・通信運搬費 418千円
 - ・公用車借り上げ代 483千円
- 3 介護給付・訓練等給付 1.672.534千円

 - (1) 障害福祉サービス給付費 1,639,942千円 居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等の利用にかかる給付
 - (2) サービス等利用計画の作成及びモニタリングにかかる給付 31,788千円
 - (3)新高額障害福祉サービス等給付費 144千円

65歳到達前に一定期間にわたり障害福祉サービスを利用していた障がい者が介護保険に移行した際 に生じる利用者負担額(1割)について軽減する

(4)高額障害福祉サービス等給付費 660千円

同一世帯に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合など、世帯における利用者負担額の 合計が一定の基準額を超えた場合について軽減する

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	03	134230	障がい者自立支援事業費

事業手法の詳細 2

補装具給付 27,652千円(H30 27,661千円 前年度比 9千円)

身体の欠損や損なわれた機能等を補完し代替するためのものとして、義手、義足、車いす、補聴器等の補装具の購入等に対する費用の給付 【非課税世帯0円、課税世帯1割(月額37,200円上限)残り9割~10割を給付】

自立支援医療 31,781千円(H31 40,245千円 前年度比 8,464千円)

(1) 更生医療 30,767千円

18歳以上の身体障害者の手帳の交付を受けた方が、その障害を除去軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期待できるものに対する医療費給付 更生医療審査支払手数料 38千円 更生医療給付費 30,729千円

(2)育成医療 1,014千円

18歳未満の障害児において、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって 確実に効果が期待が期待できるものに対する医療費

電楽に対索が期待が期待できる。 育成医療審査支払手数料 2千円 育成医療医師審査委託料 110千円 育成医療給付費 902千円

療養介護医療費 24,331千円 (H31 23,822千円 前年度比+509千円)

入院等により医療を必要とすると同時に常時介護を必要とする場合の医療費と食費の支給療養介護審査支払手数料 11千円 療養介護給付費 24,320千円

在宅超重症児(者)等短期入所受入支援給付 69千円(H31 60千円 前年度比+9千円)

超重症児(者)を受け入れる医療型短期入所事業所及び福祉型短期入所事業所に対し、介護給付費との差額相当額を支給する

事業手法の詳細3

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134260	重度心身障がい者医療費助成事業費

単位·千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額前年比
事業費		199,951	193,455		-6,496
	国費	0	0		0
財	県費	89,330	86,509		-2,821
財源内訳	地方債	0	0		0
訳	その他	0	0		0
	一般財源	110,621	106,946		-3,675

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	--	-------	--	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

障がい者の自立した生活を支える

事業開始の背景・経緯

岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

重度心身障がい者医療費助成事業 214,000千円

花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付する。

対象者:身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級等の障がい者

給付額:1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額

(受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

(就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額)

担当部署 17350000 健康福祉部 国保医療 担当課長 俵 恵	
-----------------------------------	--

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

重度心身障がい者医療費助成事業

・医療費給付の状況(平成31年度)

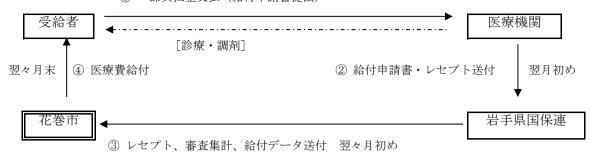
重度一般 受給者数:1,023(人) 給付件数:23,187(件) 給付額:110,428,875(円)

重度後期 受給者数:1,148(人) 給付件数:27,913(件) 給付額: 83,026,297(円)

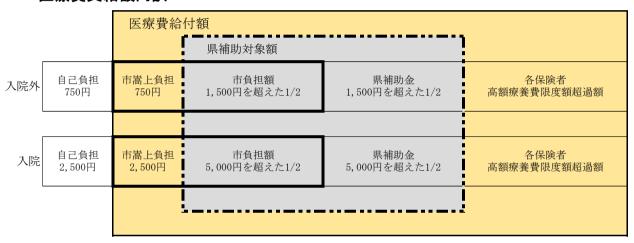
合 計 受給者数:2,171(人) 給付件数:51,100(件) 給付額:193,455,172(円)

・医療費助成給付の流れ(償還払い)

① 一部負担金支払(給付申請書提出)



• 医療費支給額内訳



事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134390	障がい児支援事業費

単位·千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額前年比
	事業費	2,074	1,829		-245
	国費	0	0		0
財	県費	0	0		0
財源内訳	地方債	0	0		0
訳	その他	0	0		0
	一般財源	2,074	1,829		-245

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

- ・国立療養所岩手病院及び国立病院機構花巻病院(旧南花巻病院)に入所する親の会の要望から、関係する県 と市町村により、いこいの家を設置。関係市町村で、運営団体を構成し、その負担金で管理運営をすることに なった。
- ・イーハトーブ養育センターの利用は、平成18年の児童福祉法の改正により、給食費などが実費負担となっ たため、保護者の負担軽減を求める要望があり、補助金を支給することになった。

事業概要

協力会負担金(障がい児利用施設の運営支援)330千円 ・わかば病棟「いこいの家」協力会負担金 ・あすなろ療育園協力会加盟市町村負担金

入所者と家族の面会、介護の際の宿泊等に利用する施設運営のための負担金。運営団体は入所者の出身 市町村から構成され、市町村負担金及び県からの補助金、利用者の利用料により運営されている。

イーハトーブ養育センター事業補助金 1,499千円 サービス費の利用者負担額とは別に、給食費については実費負担となったことから、継続して障がい 児が必要なサービスを受けることができるよう負担の軽減を図る。

担当部署 17250000 健康福祉部 障がい福祉 担当課長 永田 有紀子

事業手法の詳細1

意見・要望等の状況

1 協力会負担金 330千円 (H30当初 330千円 増減なし)

入所者と家族の面会、介護の際の宿泊等に利用する施設運営のための負担金

- ・わかば病棟「いこいの家」協力会(花巻)
- ・あすなろ療育園協力会加盟市町村負担金(一関) 10千円
- 2 イーハトーブ養育センター事業補助金 1,499千円(H30 1,745千円 246千円)

給食費に対する保護者の実費負担を軽減するための補助金

· 積算内容(@補助額)

低所得世帯 @581円× 350食 = 203,350 一般世帯 @521円× 1.898食 = 988.858

その他世帯 @671円× 457食 = 306,647 計1,498,855円

・世帯区分及び個人負担

低所得世帯 一食当たり 90円 生活保護、市民税非課税

一般世帯 250円 市民税課税(所得割28万円未満) " 400円 市民税課税(所得割28万円以上) その他世帯 "

業 単象 対象

児童発達支援

生活介護

令和元年度より対象事業から放課後等デイサービスを除外した

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134550	障がい児通所等給付事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額前年比
	事業費	193,479	201,424		7,945
	国費	96,527	100,530		4,003
財	県費	48,263	50,265		2,002
財源内訳	地方債	0	0		0
訳	その他	0	0		0
	一般財源	48,689	50,629		1,940

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返		期間限定	~	
------	--	-------	--	------	---	--

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

平成24年4月に障がい児を対象とした施設・事業の根拠規定が児童福祉法に一本化され、障がい児通所支援の給付決定や利用料の給付は、県から市へ権限移譲となった。障害者総合支援法の児童デイサービスも障がい児通所支援の放課後等デイサービスとして同法に位置づけられた。

事業概要

【障害児通所等給付事業】201,425千円

障害児通所支援 194,753千円 児童発達支援・医療型児童発達支援 放課後等デイサービス・保育所等訪問 高額障害福祉サービス等給付費 障害児相談支援 5,851千円 就学前の障がい児への発達支援 457千円 事務費 364千円
 担当部署
 17250000
 健康福祉部
 障がい福祉
 担当課長
 永田
 有紀子

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

障がい児通所等給付事業 201,425千円 (H30 193,479千円 前年度比+7,946千円)

- 1 障がい児通所支援 194,753千円(H30 187,497千円 前年比 +7,256千円)
 - ・児童発達支援(未就学児) ()は定員数 市内事業所 イーハトーブ養育センター(30) こすもす(重心)(5) こどもサポート教室「クラ・ゼミ」花巻校(10)
 - ・放課後等デイサービス(小学生以上18歳未満) 市内事業所 ルンビニー学園(10) たんぽぽ(10) 第3たんぽぽ(10) さくら(10) こすもす(重心)(5) やさわの園 どんぐり(10) チャレンジアカデミー花北(10) チャレンジアカデミー花北(10) のこどもサポート教室「クラ・ゼミ」花巻校(10) 多機能事業所陽だまり(10)
 - ・高額障害福祉サービス等給付費

―世帯に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合など、世帯における利用者負担額の 合計が一定の基準額を超えた場合について軽減する

- 2 障がい児相談支援 5,851千円 (H30 5,557千円 前年比 + 294千円)
 - ・障がい児通所支援の利用に係る障がい児支援利用計画を作成する費用を給付する
 - ・市内の指定障がい児相談支援事業所 7事業所
- 3 就学前の障がい児への発達支援 457千円 (H30 0千円 皆増)
 - ・幼児教育・保育の無償化に合わせて、児童発達支援の利用者負担額を無償化とする
- 4 事務費 364千円 (H30 425千円 前年比 61千円)

通信運搬費 21千円 審査支払手数料 364千円

給付状況 令和2年3月支給決定者数 140人 ・児童発達支援 23人 ・放課後等デイサービス 117人